

陳 情 書 綴

(陳情第 31 号～第 54 号)

令和 2 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 31号	中小企業等について……………	1
陳情第 32号	自衛隊について……………	3
陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項～3項……………	5
陳情第 34号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項……………	11
陳情第 35号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項……………	15

(議会運営委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19

(総務財政委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第 34号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 37号	投票所について……………	21
陳情第 38号	道路工事等についてのうち本委員会所管分……………	23

(市民人権委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第 34号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 39号	人権施策について……………	29

(健康福祉委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第 34号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 35号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 40号	児童自立支援施設について……………	31
陳情第 41号	堺市立総合医療センターについて……………	33

(産業環境委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 34号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19

(建設委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 38号	道路工事等についてのうち本委員会所管分	23
陳情第 42号	公共交通について	35
陳情第 43号	駅利用者の安全対策について	37
陳情第 44号	無電柱化について	39
陳情第 45号	道路整備について	41

(文教委員会)

陳情第 33号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 35号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 36号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 46号	図書館行政について	43
陳情第 47号	図書館行政について	47
陳情第 48号	少人数学級について	49
陳情第 49号	学校給食について	51
陳情第 50号	公立幼稚園について	55
陳情第 51号	放課後施策について	57
陳情第 52号	放課後施策等について	61
陳情第 53号	放課後施策等について	65
陳情第 54号	放課後施策等について	69

中小企業等について

陳 情 者 栃木県宇都宮市
及 川 裕 之

安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情

陳情の内容

下記に示す安藤提言が早急に実行されなければ、日本中の中小零細企業が倒産に追い込まれる可能性がある。

安藤提言の概要

- (1) 100兆円規模の補正予算、財源は国債。PB黒字化目標は延期
- (2) 被雇用者に対しては十分な休業補償。事業者には100%粗利補償
- (3) 消費税ゼロ

<陳情事項>

政府の自粛要請により、日本中の中小零細企業が倒産の危機に瀕している現状に際し、全ての企業を破綻の危機から救い、日本経済の再生を図るため、早急に、安藤裕衆議院議員の提言を実行するよう国に意見書を提出するよう求める。

受理年月日 令和2年5月20日

自衛隊について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団 一輪のバラの会

代表 加 藤 克 助

自衛隊の自然災害に対する災害対応能力の向上を求める意見書を
国に提出する事に関する陳情

陳情の内容

自衛隊の自然災害（パンデミック、地震、台風、火山等）などの災害対応能力の向上を高める為に、陸上自衛隊衛生科を師団規模（7千人～8千人）に格上げする意見書を国に提出されるよう陳情します。

<陳情事項>

1. 現在、世界各国は中国発のパンデミック（新型コロナウイルス感染症）で、経済、人命などに破滅的な被害を受けています。又日本も人命、経済に甚大な影響を受け、政府、国民一体となってこの国難に対処しています。

パンデミックは甚大な犠牲を出しながらも、いつ収束の日をむかえるかわからない現状下、しかし自然災害は繰り返し起きます。この様な時、自衛隊の自己完結の組織の役割は高く評価できます。

この為、陸上自衛隊衛生科を師団規模に格上げし、対特殊武器衛生隊（生物兵器、放射能、感染症の対応）を全国規模に展開できるように国に対して意見書の提出を求めます。

追記参考

1. 自衛隊の組織の人数はあくまで非公表推定で出しています。

（参考資料 防衛白書）

2. 陸上自衛隊衛生科の師団本部は、東京近郊の米軍横田基地が地理的条件に合致しています。

受理年月日 令和2年6月5日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高 宮 洋 子

長川堂 いく子

畠 山 久 子

滝 口 和 美

寺 田 絵 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけもっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

また国に対しても、終息まで長引くと思われる新型コロナウイルス感染などに対する対策が前進するよう、医療体制、また生活保障など急ぎ対策・保障を求めてくださるようお願いいたします。堺市独自の対策も強めてください。

温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、いつ起こるかわからない災害から命を守るための施策も引きつづき望みます。

社会保障など堺市の優れた施策はさらに前進させ、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として市民の目に見えるよう「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 国民健康保険料は2020年度、一人あたり平均3,185円値上がりで2年連続となります。

大阪府統一保険料になることで、2024年までに毎年上がり最終的に約1万円以上の値上げになります。負担増にならないよう統一保険料をやめて、国に公費負担を求めるよう、議会として要望してください。

2. 今大阪府・市はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。この誘致にたいしては多くの府民が反対しています。多額の税金を使つてのこの計画は白紙に戻すよう議会として大阪府に強く求めてください。
3. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。
核兵器禁止条約は、新たにボツヌワが批准し、40か国になりました。いち早く50か国にと、被爆国である日本が批准するよう国に対して議会としても意見書を強く求めてください。

議会運営委員会審査分

4. 「広報さかい」の紙面の充実と工夫、特に「議会のうごき」のページの充実を望みます。
他県・他市では「議会だより」を発行している所もあり、紙資源と経費の回答に固執せずネット利用者も含めて広く伝える手段は市の広報紙であると考えます。

総務財政委員会審査分

5. 「住民自治基本条例」は大阪府内14市町村で制定されています。情報を集めていくとの回答がありましたが、市民の意思を反映できる住民投票条例を含めた自治基本条例の制定など、具体的な進捗状況を教えてください。
6. タウンミーティング等市長と市民の直接対話や市長メッセージの発信などで市政運営の方針の情報を幅広い市民に伝えてください。
特に今回のコロナ対応では不十分、何をしてくれているのかという声が多く出ています。
7. 今大阪府・市はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。この誘致にたいしては多くの府民が反対しています。多額の税金を使つてのこの計画は白紙に戻すよう堺市として大阪府に強く求めてください。
8. 個人情報を取り扱う業務委託に際して、選定時に必要な調査をして、受託業者と「堺市個人情報取扱業務の委託等に関する基準」に基づく契約を結んでいるとのことですが、締結後は個人情報保護が適切に行われているか確認等を行っているのでしょうか。また、一定の条件を満たせば再委託も可能とのことですが、「個人情報取扱特記事項」には再委託先が個人情報保護を遵守しているかは受託業者が監督する、とあり漏洩が起るかもしれないと危惧します。
9. 市として自衛隊員募集のために使われる名簿の提供は行わないで下さい。
10. 公平公正な選挙は、民主主義の根幹をなすものです。併せて投票率の向上は喫緊の課題です。病院や在宅及び施設入所が投票権を行使できるように投票しやすい環境を整えてください。
公正な選挙を保障するために、過去の選挙での実例のある投開票作業でのミスや、投票者へ

のなりすましを防止する対策をとってください。

市民人権委員会審査分

11. 毎年、異常気象により豪雨や台風災害が起きています。命や暮らしを守るための施策を優先してください。避難所は現在のままではコロナ感染に対しても十分ではありません。

現在指定されている小中学校体育館だけでは不十分であり、避難しやすい近くの自治会館・校区地域会館や公的体育館なども対応できるように増やしてください。

エアコン設置や簡易ベッド・パーテーション・トイレなども確保してください。

12. 堺区など高層マンションへの避難の対応もすすめて頂いているようですが、具体的にはどのように避難できるのでしょうか。

13. 身近に市民の声を聞き、市民へのサービスが行き届くよう市政の窓口が必要です。

そのために、もとの出張所のような身近な相談ができる窓口を増やしてください。

14. 広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。せめて各区にひとつは作ってください。公民館がない区の方は遠くて気軽にいきません。今高齢者が増え、コミュニティの場づくりが必要です。近くで気軽に集まれる公的な会館を増やしてください。

また自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く、また申し込みが多いので市民が気軽に使うことができません。利用料の補助もしてください。

15. 女性が日常的に安心して集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。女性の社会参加のためにも各区に女性センターを造ってください。

16. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。

核兵器禁止条約は、新たにボツヌワが批准し、40か国になりました。いち早く50か国にと、被爆国である日本が批准するよう国に対して堺市としても意見書を強く求めてください。

17. 私たちは憲法、とりわけ9条を、守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。しかし国外の不安定な情勢にとって、今こそ憲法を生かす政策が求められています。

日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。

健康福祉委員会審査分

18. 今新型コロナウイルス感染に市民の生活が大きく脅かされています。保健所が堺市に1ヶ所では市民にとっての対応が不十分だと思います。各区にコロナ感染に対応できる窓口を作ってください。冬に向かって各種のウイルス感染が流行すると思われます。いつでも検査できるような体制や感染者の医療体制を十分に整えてください。医療従事者への支援など、医療崩壊にならないよう堺市独自の体制を作ってください。

19. 高齢になると、加齢性難聴になる方も多く、特定健診の中に聴力の検診を入れてください。生活の質を上げ、認知症予防のためにも補聴器をつけることが大切になってきます。今コロナ禍のもとでマスクをつけての生活で余計に聞き取りにくくなっています。補聴器は高額のため購入をためらっています。補聴器購入のための助成制度を作ってください。
20. 国民健康保険料は 2020 年度、一人あたり平均 3,185 円値上がりで 2 年連続となります。
大阪府統一保険料になることで、2024 年までに毎年上がり最終的に約 1 万円以上の値上げになります。負担増にならないよう統一保険料をやめて、国に公費負担を求めよう、堺市として要望してください。国保料値上げは市の財政で補填してください。
21. 子どもたちが関わる全ての施設（保育園・認定こども園・療育園など）において、各教室に消毒液や手洗い石鹸を配布するなど、感染対策を徹底してください。トイレ・手洗い場の清掃や放課後の消毒作業については、教職員の負担を減らすため、全日業者に委託できるよう必要な予算を計上してください。
22. 失業や在宅ワークが増え、子どもへの虐待増加が心配されます。子育て支援課や子ども相談所、保健所、保健センター等の指導員の体制を充実させるため、人員をもっと増やし、対応が充分できるようにしてください。LINE を活用した相談事業については、期限を延長してください。
23. 児童自立支援施設は、政令市堺に絶対に必要です。当初の計画通りに造ることを要望します。
24. 新型コロナウイルス感染自粛の経験で家庭内の DV が多くなっていることが明らかになりました。実態の把握とシェルターなど被害者の安全対策を強めてください。

産業環境委員会審査分

25. 現在のコロナ禍による非常事態に、シングルマザーや働く女性の仕事の場や収入も減らされ、暮らしに深刻な影響を与えています。堺市独自に緊急に支援策を講じてください。
堺市としてもコロナ禍による休業・雇止めに対する支援を強めてください。

建設委員会審査分

26. 堺市においては市内の交通の便が悪く、特に高齢者にとっても区役所・病院・買い物に行くのに移動が不便という切実な市民の声が多く寄せられています。乗り合いタクシーが利用しやすいよう予約を 1 時間前までと短縮してください。
27. 堺市の水道事業については民営化でなく、検針・料金徴収業務も含み堺市の責任で運営してください。水の安心・安全は市民生活及び生命に直結するものであることから、安定供給については行政が責任をおうべきであり、絶対に民営化しないでください。

文教委員会審査分

28. 市民の財産である市立図書館各施設を今後も公営で存続させてください。学校機関や地域との連携を含め、市民の暮らしや知的生活に資するように、市立図書館が主導的な役割を担い市民に寄り添ったサービスや施策を進めてください。そのための予算や人材の確保をしてください。
29. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
30. 小中学校の給食において、パンの小麦粉から残留農薬、グリホサートが検出され問題になっています。堺市内の給食でも食材の残留農薬検査を実施してください。パンや麺類に使用する小麦は、安全な国産小麦を使用してください。
31. コロナ禍のような非常事態下においても、子どもたちの栄養バランスを保つために、品数を減らすことなく完全給食を提供してください。また、給食費の無償化を10月以降も継続してください。調理室のエアコンなど設備を充実させてください。
32. 堺市は中学校給食の全員喫食について、すべての中学校で一斉開始するために「給食センター方式」を導入する方針を出しました。「給食センター方式」は、万が一食中毒が起きた際に大きな被害を出すという危険性があります。自校方式、または親子方式が可能な中学校では、自校方式か親子方式の導入ができるよう予算をつけてください。
33. 学童保育について、安全管理や感染対策ができているのか、保護者に周知してください。簡易給食中、補食を持たせる家庭とそうでない家庭で差があり、保管方法も決まっておらず食中毒の危険があります。事業者はプロポーザル方式で決められていますが、指導員は行政のもと研修を受け、市の責任で安全体制を管理してください。なお、運営プログラムは今まで構築してきたことを尊重しながら、より良いものにしてください。
34. 学校再開後の授業進度が早く感じている児童生徒もおり、学力格差が心配です。子どもたち1人ひとりに寄り添った授業をするため、また新型コロナウイルス感染防止対策のためにも、一クラス20人の少人数学級を実現してください。
35. 公立幼稚園はその地域に密着した歴史と長年培ってきた幼児教育の実績があります。廃園計画は撤廃し、すべての園で3歳児からの預かり保育を導入してください。
36. 子どもたちが関わる全ての施設（幼稚園・小学校・中学校・高校・支援学校・学童保育など）において、各教室に消毒液や手洗い石鹸を配布するなど、感染対策を徹底してください。トイレ・手洗い場の清掃や放課後の消毒作業については、教職員の負担を減らすため、全日業者に委託できるよう必要な予算を計上してください。

受理年月日 令和2年8月6日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区
堺市内民商連絡会
代表 上 田 壯 幸
林 俊 一
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

新型コロナ感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため、
また地域経済の振興のため中小業者への支援と施策拡充を求める陳情書

陳情の内容

中小業者の営業と生活、地域経済を守るために日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。これまで経験したことがない新型コロナウイルス感染症によって、市民の命と暮らしが危険にさらされています。市民の命と健康を守り、地域経済を立て直すためには市政の役割が一層重要になります。また多くの中小業者も新型コロナウイルス感染症によって経営の危機に直面しています。中小業者への支援策のさらなる拡充のため以下、要請します。

<陳情事項>

1. 地域経済と地域住民の生活を破壊する消費税 10%を 5%に戻す意見書を採択して下さい。同時に、中小業者に多大な実務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書（インボイス）制度の実施に議会としても反対を表明して下さい。

総務財政委員会審査分

2. プライバシーを侵害し、中小業者に重い罰則で管理実務と責任を押し付ける憲法違反のマイ

- ナンバー制度は廃止するよう国に要望して下さい。
3. 官公需の地元事業者への優先発注をはかるとともに、適正な単価を保障する公契約条例を制定して下さい。
 4. 地方税の滞納処分に関して、納税緩和措置を住民に周知するとともに、積極的な活用をはかって下さい。
 5. 地域経済と地域住民の生活を破壊する消費税 10%を 5%に戻す意見書を採択して下さい。同時に、中小業者に多大な実務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書（インボイス）制度の実施に市としても反対を表明して下さい。
 6. 家族従業者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第 56 条の廃止に賛同して下さい。

市民人権委員会審査分

7. 頻発する自然災害への対策として、危険個所や老朽化したインフラの調査・解消や災害時の復旧・復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置づけて下さい。

健康福祉委員会審査分

8. 国民健康保険の都道府県単位化に反対し、管理を府から市へ戻すように求めて下さい。生存権を脅かす強権的な国保料の徴収はやめて下さい。国保料を引き下げ、短期保険証や資格証明書の発行を中止し、減免申請を積極的に認めて下さい。延滞料については、納付の猶予を積極的に活用し、支払いの困難な方には免除も含めて柔軟な対応をして下さい。
9. 国民健康保険において、新型コロナウイルスによる収入減少の減免申請が、他市と比べて手続きが煩雑なため、簡素な形に改善して下さい。また新型コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当金の支給対象に個人事業主を加えて下さい。

産業環境委員会審査分

10. 小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本条例を制定して下さい。施策の具体化にあたって審議会を設置し、民商の代表を審議員として選出して下さい。
11. 新型コロナウイルス感染症による経済的影響を被る中小企業・小規模事業者の営業存続を支援する制度を継続・拡充して下さい。
12. 堺市独自に「非接触型経済活動の促進」として、現在、キャッシュレス決済 20%還元が計画されていますが、キャッシュレスに対応している事業者は少数派であり、特に小規模事業者の多くはキャッシュレス決済には対応できていません。これでは支援を必要としている多くの小規模事業者が取り残されてしまいます。隣の和泉市では、持続化給付金も休業要請支援金も

受けられない事業者向けに30%以上減収で一律10万円を給付しています。堺市でも同様の給付金制度を創設して下さい。

13. 事業者の仕事おこしのみならず地域住民の生活向上にも寄与する住宅リフォーム助成や、魅力ある地域作りにつながる商店リニューアルへの助成制度を創設して下さい。

受理年月日 令和2年8月6日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 中 川 ゆう子

全国福祉保育労働組合大阪地方本部コスモス分会いづみ保育園班

班長 乾 房 代

陳情の内容

今年の新年度は新型コロナウイルス感染拡大で混乱の中始まり、緊急事態宣言後は保育園も臨時休園となりました。その中でも保育が必要な家庭においては、職員も精神的にギリギリの状態でしたが、感染予防に気を配りながら子どもたちの保育にあたってきました。現在も感染拡大が続きますが通常保育を行い、施設の消毒や手洗いの徹底、マスクの着用、換気を意識し密にならないよう配慮しながら保育することに努めています。

このような状況下でも、私たちは次の世代を担う子どもたちが、どの子も健やかに成長する条件づくりに努めたいと思います。そして将来に夢をもてる社会づくりを願って、次のことを陳情致します。

<陳情事項>

1. 人材確保と職員の処遇改善について。

新採用者に向けた人材確保には堺市として策を講じられていますが、新採用者だけでなく、3年、5年、10年と経験を積み上げる事への対価としての給料保障ができる仕組み作りをすることが根本的に必要です。職員の経験年数が活かされ、どの職場においても将来の展望が持てるような堺市独自の処遇改善策を示してください。

1歳児の配置基準が6:1になる流れの中で堺市は現在5:1を維持していますが、今年度は、いつもの業務に加え更に新型コロナウイルス感染拡大予防のための消毒作業などによる身体的な負担や精神的な負担が大きく増えています。これからもコロナウイルスによる新しい保育園での生活スタイルを模索し続けていくには、最低でも1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児12:1、4・5歳児15:1にするなど配置基準の見直しが急務です。同時に職員の職務負担軽減をはか

るための書類作成の簡素化など、大胆な改善が必要です。

また、今回のコロナウイルスによる慰労金が、障がいや高齢の分野で出ることになっていますが、子どもの分野の保育士、給食職員、看護師へも同じように慰労金として支給されるように議会からも国に働きかけて下さい。

健康福祉委員会審査分

2. 任意で行っている予防接種を無料化してください。

保育園は0歳児から集団で過ごしており、感染症にかかりやすく、急速に広がります。法定伝染病などの予防接種は無料ということもあり意識して各家庭で受けていますが、任意のワクチンは高額で、受けたくても受けられない家庭もあります。また、感染率が高く、ワクチン未接種の場合、重篤な合併症を引き起こすこともあります。保育園など子どもたちが集団で過ごすので健康上配慮の必要な児も在籍することがあります。ワクチン普及のためすべての予防接種を無料にしてください。

3. 新型コロナウイルス感染症について堺市独自で対応してください。

現在、新型コロナウイルス感染拡大が心配される中、感染者や濃厚接触者が園の関係者からいつ出てもおかしくない状態です。先日、感染者や濃厚接触者が出た場合の対応について発信されましたが、施設の消毒等に係る費用を市として負担することや消毒業者の確保、紹介などを園任せにせず堺市として対応してください。

また、今後、第2波、第3波となった時、以前のようにマスク、消毒液、ハンドソープ等が不足しないよう感染予防に欠かせない物品の確保、提供を行ってください。

4. 堺市の事業で副食材料費を無償化してください。

昨年10月から教育・保育の無償化に合わせて、副食材料費のみ自己負担になりました。堺市ではすでに4歳、5歳児の第2子以降の無償化などを先だっていり、子育て世帯に優しい施策が行われていると大変うれしく思っていました。ですが、今年度よりこれまで副食費が免除されていた家庭も副食費負担が発生することとなり、その家庭にとっては負担増ということになってしまいます。

副食費の実費負担ではなく、完全無償化にしてください。

5. 病児保育の施策を充実させてください。

病児保育はこれまでのような「小児科併設型」や、看護師在園のこども園・保育園に併設し専門性を持った職員が保育にあたるよう検討しなおしてください。特に北区は子育て世帯が多く、施設数も利用者も多い地域ということもあり、利用定員を増員したとのことですが、堺全域の状況からみても一か所では補いきれないのは当たり前です。

訪問型の病児保育サービスもはじまりましたが、これまでの病児保育室とは違いリスクも高

いのではないかと危惧しています。安心して利用できる病児保育所を広げてください。

6. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上してください。

産休明けから就学前までのこどもたちが長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためには、積極的な保健活動が必要です。

子どもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、ケガや事故の対応、また保護者への啓発活動など、看護師の保健活動は多岐にわたります。常勤看護師が毎日勤務し、その業務を専任でおこなえる配置ができるよう予算の計上をしてください。

7. 保育認定の柔軟な取り扱いをしてください。

現行では保護者の就労などの要件によって時間認定されていますが、保護者が就労したにも関わらず月内は短時間認定が継続され、実態にみあっていないことがあります。就労状況確認後、さかのぼって認定するなど早急に見直しをしてください。もしくは堺市独自に保育時間認定を廃止して下さい。

8. 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう配慮してください。

兄弟姉妹で別々の保育園へ預けざるをえない家庭がまだ見受けられます。別々の園になれば毎日の送迎、特に雨天時の送迎はとて大変なこと、行事への参加など仕事のやりくりがうまくいかないことも増え、本来楽しく思えるはずのことが、忙しい仕事との間で負担に感じてしまいます。また、片方の園では園指定の教材が必要な場合や片方の園にお迎えが間に合わず、延長保育料が発生する等、家庭を圧迫することにもなってしまいます。

兄弟姉妹が優先的に同じ園に通えるようにより一層配慮してください。

9. 人材確保と職員の処遇改善について。

新採用者に向けた人材確保には堺市として策を講じられていますが、新採用者だけでなく、3年、5年、10年と経験を積み上げる事への対価としての給料保障ができる仕組み作りをすることが根本的に必要です。職員の経験年数が活かされ、どの職場においても将来の展望が持てるような堺市独自の処遇改善策を示してください。

1歳児の配置基準が6:1になる流れの中で堺市は現在5:1を維持していますが、今年度はいつもの業務に加え更に新型コロナウイルス感染拡大予防のための消毒作業などによる身体的な負担や精神的な負担が大きく増えています。これからも新型コロナウイルスによる新しい保育園での生活スタイルを模索し続けていくには、最低でも1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児12:1、4・5歳児15:1にするなど配置基準の見直しが急務です。同時に職員の職務負担軽減をはかるための書類作成の簡素化など、大胆な改善が必要です。

また、今回の新型コロナウイルスによる慰労金が、障がいや高齢の分野で出ることになっていますが、子どもの分野の保育士、給食職員、看護師へも同じように慰労金として支給されるように堺市からも国に働きかけて下さい。

10. 安全確保のための安全保安員の配置必置義務とそのための予算を計上して下さい。

近年、異常気象による自然災害が増えています。今年度も大雨による川の氾濫が相次いでいます。また、子どもを巻き込む事故や事件の多さ、プールの監視体制の強化など、様々な事案に対しての対応がより強く求められています。

しかし、周知のとおり人材確保は困難を極め、職員だけでは十分な体制を組むことは困難です。子どもたちの安全確保のための業務を専任で配置できるように予算を計上するなど、至急対応をして下さい。

文教委員会審査分

11. 共働き世帯やひとり親家庭も利用しやすい放課後児童対策を行ってください。

放課後児童対策は少しずつ利用しやすく整備していただき、働く保護者にとって大変助かっています。ただ、利用料は他市に比べて高いので、保育所などのように所得に応じた利用料にして下さい。同様に、第二子以降の子どもは無料又は半額など減額になるようにして下さい。

12. 大学に至るまでの教育費を無償化してください。

子どもひとりにかかる教育費を確保する見通しがたたない家庭が増えています。親の経済格差がそのまま子の学歴格差に結びつく現状があり、産み控えなければ生活が成り立ちません。日本の未来をつくる子どもたちが、行きたい大学を自由に選択できるように、大学に至るまでの教育費の無償化を堺市からも強く国に働きかけて下さい。また、就学援助制度を身近に利用できるよう利用の範囲を早急に広げて下さい。また、義務教育中に必要な学用費を全額支給して下さい。

受理年月日 令和2年8月6日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議会として新型コロナウイルス感染症対策について、そのときどきの各区ごとの感染者数を把握するなどした上で議論を行い、その結果を市民に情報発信してください。

総務財政委員会審査分

2. 特別定額給付金は間違い多いです。結果がどうなったかを市民に知らせて欲しいです。
3. 維持費がかかる施設の民営化を進めてください。それが行財政改革です。
4. 新型コロナウイルス対策の補正予算は何回しましたか。子ども、高齢者の予算を増やしてください。

市民人権委員会審査分

5. 堺市は自治会に48%しか入りません。防災・防犯のため、各区は自治会加入率を65%に進めてください。

健康福祉委員会審査分

6. 堺市は広報さかいの号外を出してください。
「コロナ」ステージ1、ステージ2、ステージ3など、各区、人数を知らせてください。
7. 子どもの虐待（コロナ）安心・安全対策を進めてください。放課後デイの施設などの暴力・不正請求が堺市は新聞にのりました。きちんと対策してください。

産業環境委員会審査分

8. 百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録1周年になりました。堺は古墳だけではありません。歴史の町です。又南区は桜井神社、ふれあいの森、ハーベストの丘があります。お土産・食事・買

い物を分かりやすく、広報を進めてください。

建設委員会審査分

9. 三原台第1団地（近畿大学）立体駐車場の工事で3月頃からアスベスト、ほこりが家に入るようになりましたが、入らないように建築安全課は法律を守るようにしてください。また、法律に基づいて説明会を開いてください。
10. おでかけ応援制度100円の無料化（9月-11月）を中止してください。今はお盆でも控えてとありました。高齢者は国も大阪府も控えてくださいと言っています。
11. 堺市は公園を子どもが遊べて安全な公園に進めてください。三原公園は高齢者用の運動具が5つあります。しかし、子ども用はなく遊べないです。大蓮公園のオフロード自転車コース疾走、旧泉北すえむら資料館（槇文彦氏設計）でバーベキューはやめてください。コーヒー350円は高いです。市民（子ども）はいけません。コロナ時ににぎわい交流が生まれる広報、職員が多数を集めるのはおかしいです。堺市はコロナを増やす計画ですか。まったく市民や子どもを「ムシ」です。

文教委員会審査分

12. 市立小学校、特別支援学校の給食（8-10月分）を無償化します。なので中学校も8-10月分を無料にしてください。
13. 「コロナ」学業の遅れの対策を進めてください。

受理年月日 令和2年8月6日

投票所について

陳 情 者 堺市堺区
投票所の新設を求める会
代表 阪 口 香 月 他 155 名

堺区向陵東町および向陵中町 2、4、6 丁の投票所新設について

陳情の内容

本市が、平成 18 年 4 月 1 日に政令市へ移行するとともに投票所の再編が行われました。堺区向陵東町は黒土公民館（現北区）が投票所でしたが、現在は三国丘中学校を指定されています。堺区向陵東町および向陵中町 2、4、6 丁の有権者にとって三国丘中学校は以下の 2 点において困難を抱えています。

1. 高齢者や移動困難者の中には投票所までの距離が遠く、投票を棄権せざるをえない者が相当数いる。
2. 中央環状線を越えて移動するので、特に前記のものについては交通上の危険が大きい。

つきましては、該当市民の憲法第 15 条に定められた参政権を保障するために堺高等学校等に投票所を新設していただきたい旨、陳情します。

受理年月日 令和 2 年 7 月 28 日

道路工事等について

陳 情 者 堺市東区
佐野愛子
中筋美奈子

堺市市職員による不当行為の原因究明及び担当者の処分、
今後の道路工事及び取り扱いについて

陳情の内容

1. 陳情書提出の理由

平成 25 年、堺市は正当な理由なく道路明示図を変更した。当方はその詳細を調査することにより、以下の事実が明白になった。

今回関係者への聞き取り及び当方の再測量の実施により堺市は隣家と結託して市有地である道路を無償譲渡したという前代未聞の事実が明るみになった。

道路の取り込みは、当時関与した測量士曰く、堺市の強い指示が先にありきで筆界確認書への押印はその後であり堺市は現場確認及び当方への確認（地積測量図を含む）をせず、善良な市民である当家に内密にして全て水面下で事運び、隣家に道路を無償譲渡したのである。

辺長の変更は堺市主導であることが、ここに判明した以上、当方の押印はその理由（道路明示図の変更）に当たらない事実が明白になった。

よって堺市に道路を本来あるべき姿に戻すことを求めるため、ここに陳情書を提出する。

2. 事実関係の整理

市職員による不当行為の内容について

先ず最初に、堺市役所の職員は市民の不正に加担することありきで本来やるべき調査、手続きを行わず、堺市の信頼を失墜させた。

その行為に至った背景を調査して全てを明らかにした上で説明責任を果たして頂きたい。以下当時の担当者からの聞き取りに基づいて記載。

平成 25 年当家に隣接する土地に隣家が住居を建替えるにあたり、建蔽率が制限（50%）

を超えることが発覚。

本来であれば、図面を修正した上、建築確認を出すべきであるが、隣家はその方法ではなく以下のアプローチで市有地他の不法取得を企てた。

- (1) 隣家は自分の敷地を少しでも増やすために当家との境界にある塀の作り替えを提案してきた。

塀の設置費用は隣家が負担すると説明を受けたが、あまりにも怪しい話なので当家はこの提案を拒否した。(この時に境界標を隣家側に付け替えて当家の土地をかすめ取ることを企てたとすけて見えたので)

- (2) 次に市有地である道路を不法に手に入れ、建蔽率をクリアするため敷地面積の増加を試みた。

その手法は以下の通りである。

- ・当家と隣家の境界にある境界標を勝手に移動し、当家が隣家の敷地部分に越境している話をでっち上げた。
- ・堺市の職員は隣家からその話を受けた後、本来であれば地積測量図等で再確認を実施すべきであったが、それを怠った。

市職員は隣家の作り話を鵜呑みにし、当家に対して当方が隣家の敷地に越境していると決めつけて市有地の無償譲渡という不法行為を行った。

この行為は一職員の判断で出来るものではなく、担当職員からは当時の路政課課長からの指示で行ったと説明があった。

本来であれば、建蔽率をごまかすような行為を指導すべき堺市が当家に一度も確認することなく、また地積測量図及び道路明示図を確認もせず市の財産を無償で譲渡するという暴挙を行った。

その証拠として今回隣家は自宅の建替えにあたりその辺長を長く操作することによる地積更正を実施し、それにより面積を増やし建蔽率をクリアしているのである。

堺市の担当者と隣家との間にどのような話し合いがあったかはあずかり知らないが、当事者間で特別な取引があったのではないかと疑わしく思う。

併せて、市の担当者だけの判断でこのような不正行為が行えるということは、他の面においても同様のことが発生するリスクがあるのではないかと危惧する。

今回の件について徹底的に事実関係を調べて頂き、その説明責任を果たして頂きたいと切にお願いする次第である。

3. 当方が実施した事実関係の再調査

- (1) 関係者へのヒアリング

- ① 当時の担当者へのヒアリング

当方から何度も市役所に問い合わせをしていたが、担当者が出てこなかった。

このため市議員に働きかけを依頼し、担当者とのヒアリングが実現した。(平成 29 年 10 月 30 日 @ 市役所にて)

そのヒアリングの中で、担当者から以下の内容を聞き出した。

当家が新たに境界線に塀を作り替え、その時に隣家の境界線に越境していると聞いていると説明を受けた。

因みに、当家は今の敷地を購入時に設置した塀を移動した事実はなく、それは当時の地積測量図を確認すれば容易に把握できるはずであるにも関わらず、担当は上司である課長の指示のまま行動してしまった。

今回当方が再測量を依頼した測量士曰く、この行為(本来確認すべき行為をせず、辺長の改ざん行為)は前代未聞であり、このまま元の状態に復元しなければ未来永劫堺市の汚点を残すことになり、職務怠慢により発生した不法行為が明白になった現在、堺市の責任において元の状態に戻すべきであるとアドバイスを頂き、当方も同感である。

その行為(無償譲渡)を行った理由が、全くデタラメな話(当家が隣家の敷地に越境している)に基づいていることは絶対に看過できない。

このデタラメな話は、隣家及びその関係者から近隣住民に広まっており、その話を打ち消すためにも道路を元の状態に戻すのが唯一の方法であり、当家はこの復元工事を強く要望する。

それに加えて堺市は自らの確認義務を果たさず、隣家とグルになり当家を巻き込んで隣家に市有地である道路を無償で譲渡した行為の責任は大きいにも拘らず、それを善良な市民である当家に筆界確認書への押印の所為にすることは卑怯であり絶対にあってはならない。

官民境界の辺長は堺市が正当な理由のもと責任をもって変更しなければならないものである。

この担当職員の話を受けて、地積測量図及び道路明示図をもとに当方に於いて再測量を実施した結果、堺市の説明は根拠がなくまったくデタラメで整合性に欠けるものであった。

尚、今回当方で土地の再測量を実施した結果、筆界確認書は当初(当方が土地を取得した時点)から存在していた目印を無視し、筆界確認書を作成していたことが判明した。その目印であるが道路深く埋められており(当時の測量士は縁石上にあつたと証言することから隣家がこっそりやつたと推測する)素人にはわからないようになっていたが、今回の測量士は磁石のついた治具で目印を見つけた。

堺市にも専門家がいるのだから容易にそれを見つけることができるにも拘わらず、それ

を当家に問い合わせることなく無視したことから市の担当者と隣家とはグルの関係であることが推察されるのである。

当時そのような不正行為を行っていたことについて当方は当時の関係者から一切説明を受けていなかった。

このことは重大な変更が行われているにも関わらず、その事実を当事者に開示することなく筆界確認書に署名捺印を求めたことは、詐欺的行為に等しいと感じている。更に現場を見て頂ければ不自然さを感じて頂けると思うが、当家に隣接する道路及び近隣住民の縁石は一直線になっているが、堺市が土地（市道部分）を無償譲渡したことにより、道路に不自然な工事（この部分だけがぐいちになっている）が実施されたことも今回復元を求めよう一つの理由である。

何故ならば、これにより雨水等の流れが悪くなり、ゴミ等もその部分に滞留する結果を招いており当方は迷惑を被っている。

② 隣家から測量を請け負った測量士へのヒアリング

施工主側の測量士の事務所（八尾市）を訪問し当時の経緯についてヒアリングを行った。（令和2年5月28日）

すでに7年を経過しており一部記憶が無くなっている部分もあったが、もともとあった境界すなわち目印（ビスのような）を無視する形で測量するように市の担当者から強い要請を受けたため不本意であったが、要請に従い本来の地積測量図（昭和60年11月26日作成）の存在を無視して測量を行ったと証言。（約4センチ本来の境界鉄からずらした形で測量）

尚、平成26年5月26日に大阪土地家屋調査士会からも同様の報告を受け取っている。

(2) 当方に於ける再測量の実施

当方で測量士から聞いた情報（もともとの境界を示す目印の存在）の裏付けをとるため令和2年6月6日に再測量を実施した。（測量会社に依頼）

この結果、測量士の記憶を裏付けすることができた。

現況測量図（令和2年6月10日作成）を見ると当家と施工主の境界線（当家所有地の西側）は、昭和60年11月26日作成の地積測量図と完全に一致しており、南北の辺長は15.61Mではなく15.57Mであり、官民境界の辺長を長く水増しして変更する行為は不正行為そのものであり全く理解できない。市の担当者は本来確認すべき地積測量図を確認もせず、また当家にも確認せず、本来施工主の図面の修正を指導すべき立場にありながら市有地の無償譲渡という不当行為を行った事実が明白になった。

残念ながら現時点では市役所の担当部署（路政課）から堺市自らの根拠に基づく納得のいく回答（上記に記したように堺市主導の辺長改ざんの筆界確認書は、道路明示変更の回答に

はならず、堺市として正しい理由に基づく根拠のある回答がなければ、今回の道路明示変更は元の状態に戻さなくてはならないと考える)を得ていない。

このため今回当方は再確認の測量を実施した結果を踏まえて陳情書を提出させて頂くと共に元市議員のご紹介で現職の市議員にその調査協力を依頼しておりますが、堺市市議会議長様に於かれましても厳正に対処して頂くことを切にお願い致します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 当時の担当者の処分

平成 25 年隣家住宅の建替え工事にあたり当家が隣家の敷地に越境していると堺市職員から伝えられたため、市役所に説明を求めたところ当時の開発課長から市役所にて説明を受けた。

その時にグーグルマップを持参し、それを示しながら当家が隣家の敷地に越境していると強い口調で当方を恫喝した。

堺市役所の課長が公式データとして活用できないグーグルマップを用いること自体全く理解できない。

一切落ち度のない一般市民に対して堺市職員の恫喝は許されない行為である。

市民から金品等を受け取っていたら勿論であるが金品等を受け取っていない場合でも、正当な理由なく市有地を無償で譲渡する行為は不当行為に該当すると考えるが、課長には心当たりがあるから恫喝に結びついたのだと推測できる。

市役所にとっては、一市民に土地を無償譲渡するために相手方を恫喝する行為の背景には市役所の職員と市民の癒着があるのではと勘繰りたくなる。

(1) この場合、どのような処分を実施するのか伺いたい。

(2) 仮に市民から金品を受け取った上で便宜を図っていた場合は、職員規程に従って重い処分をお願いしたい。

尚、当時の市議員から開発課長は既に左遷され他部署に異動したと伺っているが、当家に対する態度(恫喝)に関しては何ら解決していない。

建設委員会審査分

2. 市有地の無償譲渡に至る経緯の調査

(1) 平成 25 年の官民境界変更にあたり昭和 60 年の道路明示図及び当家の地積測量図との整合性があるにも関わらず変更に至った理由(当時路政課は道路明示図を当方に隠す)。

(2) どのような背景で市有地を無償譲渡する必要があったのか。

(3) 担当者の上司については市有地を譲渡するにあたり上席者の立場で再確認を行ったのか。

- (4) この不当行為の見返りとして市の担当者は市民から金品を受け取っていないのか。
- (5) 隣接地と比較して明らかに不自然な縁石工事を市民の税金を使ってまで実施した理由。

3. 今後の道路工事及び取り扱いについて

(1) 縁石の原状復帰

堺市が行った縁石工事により境界線付近で雨水の流れが悪くなっており、合わせてゴミが溜まりやすくなり当方は迷惑を被っている。

この状況を改善するため至急縁石工事を行って頂き、元の状態に戻して頂きたい。

(2) 無償譲渡した土地取り扱い

正当な理由があれば市有地の譲渡については問題ないとする。

しかし今回の事例では残念ながら無償で譲渡する理由は存在しないと思料する。そのため、本来あるべき姿に戻すことを強く求める。

仮に戻すことが困難な場合、すでに7年経過しているが、無償譲渡を見直し堺市の財産を保全するため有償譲渡に変更することも考えられる選択肢であるが、しかしながら、これは政令指定都市としての堺市がやってはならない事であり、やはり今回の誤りを正し復元することが堺市の責務であるとする。

受理年月日 令和2年7月2日

人権施策について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

コロナ（COVID-19）禍に於ける人権啓発につき

陳情の内容

普段よりの議会活動、ご苦労様です。感染症コロナが世界的に猛威を振るい、現在本市に於いても感染拡大の兆しを見せている最中です。堺市議会に於かれては引き続き堺市民の命と生活を守るための諸施策の強力な推進に御尽力いただきたくお願い申し上げます。

感染拡大を防止すると同時に経済活動との両立も図らねばならない大変に難しい局面であります。「人命の尊重」「経済活動の自由」どちらもかけがいのない人権であり、どちらが欠けても人間としての生活は成り立たず、社会も立ち行きません。

「人命の尊重」「経済活動の自由」の効果的、且つバランスのとれた施策を渴望いたします。

本年4月からの非常事態宣言時は全国に於いて「人命」と「経済」を巡る市民間の諍い、軋みが見られ、プライバシー・人権侵害の深刻な事態も報道されておりました。

この事態を受け全国の自治体ではコロナに由来する偏見や差別、風評被害を防ぐための努力と取り組みが展開されております。報道によりますれば千葉県松戸市などは「人権尊重緊急宣言」を出されたとのこと。

本市におきましても偏見や差別、風評被害を出さないための取り組みは喫緊の課題であります。本市に於いても既に市民人権局より「堺市からのお願い 心まで傷つけないで！」と題する素晴らしいポスターが作成されて表示されております。

他市に先駆けた迅速な対応、これも議会各会派の議員諸兄の指導と、各行政職員方の努力の賜りものと深く感じ入る次第です。苦しく不安な時こそ、誰隔てなくお互いを深く思い遣る心。これぞ「人権の町堺」のスタイルであります。

惜しむらくは掲示されている場所がまだまだ少なく、街中ではあまり目にすることもありません。各自治会や商業施設等にも幅広く配布していただき堺市津々浦々まで「心まで傷つけない

で！」の声が行き届かせていただきたくお願い申し上げます。

また松戸市のような「緊急宣言」も御配慮いただけましたら、望外の喜びとするものです。

受理年月日 令和2年8月6日

児童自立支援施設について

陳 情 者 堺市美原区

「児童自立支援施設」を考える市民の会

東 摩耶子

堺市北区

水 野 ひろみ

堺市に「児童自立支援施設」のすみやかな建設を求める要望

陳情の内容

日々、堺市の子どもたちのためにご尽力いただき感謝いたします。

昨年8月、「児童自立支援施設」建設について「府と堺市の協議を行う」ということで建設計画が中断され、はや1年が経とうとしています。2006年に堺市が政令指定市となり、児童福祉法によって義務となったにもかかわらず14年間もその建設が実現されていません。

私たちは、この施設の建設を待たれている方がたくさんおられることを知りました。現在、子どもの置かれている状況は、競争・いじめ・虐待、そして根底には貧困といういまだに私たちが経験したことのない憂慮すべき状況です。子どもたちが自らの力でこの状況を超えることは不可能だと思われまます。さらに堺市子ども相談所に通告があった虐待件数が、昨年4月・5月より20%も増加しています。コロナ禍により、保護者の家庭内虐待が大変増えているとの報道にも心を痛めます。これは児童福祉士などを増員するだけではとても対応できるものではありません。子どもが緊急避難できる場所と人員がぜひとも必要なのです。

もともと子どもの育つ環境は子ども自身が選べるものではありません。子育ては個人に帰するものではなく、社会全体が関わり、すべての子どもに希望を与えるべきです。そのかけがえのない日々を豊かに愛情たっぷりに社会全体が包むことで、子どもの人生は大きく変わると同時に、家族・社会にとっても大変豊かな宝物になります。堺市の子どもは堺で守る！これを実現して頂きたい。

<陳情事項>

「児童自立支援施設」建設の中断を取りやめ、直ちに堺市に建設を行って下さい。

堺市における建設は、堺市の子育て力アップの実現となり、政令市としての価値を高め、堺市の発展に寄与することと思います。子育て事業、即ち将来の市民を育てることは市の発展にとっても大事な課題です。堺市の明日に向けての大事な人づくりのために、ぜひとも児童自立支援施設を建設してください。

受理年月日 令和2年7月27日

堺市立総合医療センターについて

陳 情 者 堺市堺区
特定非営利活動法人堺難病連
全国膠原病友の会大阪支部
大 黒 宏 司
大 黒 由美子

堺市立総合医療センター「リウマチ膠原病内科」の縮小の件

陳情の内容

本年3月末をもって堺市立総合医療センターの関節リウマチや膠原病の診療を担当している「リウマチ膠原病内科」が縮小され、新たな患者の受け入れが中止となり、通院中の患者については原則として地域の先生方や近隣の専門病院に紹介され転院となっています。これにより「リウマチ膠原病内科」に通院していたおよそ1,200人の患者に影響を与えたと考えられます。

堺市立総合医療センターは、平成30年11月に大阪府より「大阪府難病診療連携拠点病院」に指定され、それに伴い本年1月1日に「難病センター」が設置されました。堺市立総合医療センターのホームページには「難病とは、膠原病など発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患です。できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、新たな難病医療提供体制を確保していきたいと思います。」とあります。

関節リウマチを含む膠原病は「全身性炎症性の免疫異常による疾患の総称」であり、多くの疾患が「難病」に指定されています。しかし堺市立総合医療センターでは、「難病センター」ができたのも束の間、「リウマチ膠原病内科」が縮小されてしまいました。この堺市立総合医療センターの相反する動きには、膠原病などの難病医療の提供体制の確保が本当に可能なのか疑念を抱きます。

堺市立総合医療センターに対しては、地域の医療連携の中核を担う「難病診療連携拠点病院」としての役割を果たすべく「リウマチ膠原病内科」の再開を強く望みます。

<陳情事項>

堺市立総合医療センターに対しては、地域の医療連携の中核を担う「難病診療連携拠点病院」としての役割を果たすべく「リウマチ膠原病内科」の再開を強く望みます。

受理年月日 令和2年8月4日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

堺市のバス・公共交通問題を考える準備会

代表 山 中 孝 夫

松 永 健 治

バス・公共交通について

陳情の内容

堺市におかれては、この間、おでかけ応援バスの拡充に見られるように、高齢者及び住民の足の確保にご尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

さて、おでかけ応援バスは、今や堺市民にとってはなくてはならない大事な制度です。この制度の更なる拡充を、まず初めに求めるものです。

すでに永藤市長は、「おでかけ応援バスを維持・拡充する」と先の市長選挙で公約され、当選後も「鉄道への適用の検討」も表明しておられます。ぜひ、その実現、“拡充”を期待します。

また、この間、各区からその地域の実情に基づくバス・公共交通の拡充を求める声が上がられています。ぜひ、その実現を求めるものです。

さて、今、コロナ禍で、マイカー通勤を推奨する動きがあることを危惧します。バス・公共交通における感染リスクが指摘されているからです。感染リスクの低減が、緊急に求められています。

さらに、欧州などでは、マイカーへ流れることを危惧し、公共交通への感染防止対策や、自転車利用促進策が急速かつ大きく進められていることに注目する必要があります。

コロナ禍の今、そしてコロナ後のまちづくりを考えて、私たち堺でもまちづくり・交通政策をすすめるべきだと思うのです。

そうした視点に立ち、以下の通り緊急要望します。

<陳情事項>

1. おでかけ応援バス制度を拡充して下さい。まず、子ども、妊婦、障がい者の運賃を無料にし

てください。

2. 阪堺線（チンチン電車）への補助金支援を継続して下さい。そして、阪堺線の運賃値上げを止めさせて下さい。
3. バス・電車における感染リスク低減の対策を強め、市民が一層安心して利用できるようにしてください。その結果を市民に周知・推奨して下さい。
4. 各区から出されているバス・公共交通の充実を求める要望に責任をもって応えて下さい。
5. 自転車で安心安全・快適に市内を走行できるよう、自転車道を市内全域に早く強力で整備して下さい。現在の自転車専用の通行帯では、車との事故の危険にさらされています。早急に改善して下さい。特に、子どもたちの通学路における自転車通学の安全確保は緊急課題です。直ちに行なって下さい。

受理年月日 令和2年8月4日

駅利用者の安全対策について

陳 情 者 堺市北区

住みよい堺市をつくる会北区地域連絡会

事務局長 小 西 照 夫

石 本 伸 一

「JR 阪和線・百舌鳥駅のホームドア設置・駅係員常駐の復活を」求める要望書

陳情の内容

貴職におかれましては堺市民の安全・安心のため全力をあげていただいておりますことに心から敬意を表します。

JR 阪和線・百舌鳥駅は、2007 年からインターホンで対応するだけでホームでの駅員は常駐しておりません。

1. 百舌鳥駅周辺には障がい者施設や特別支援学校が数校あり、障がいを持っておられる方々もたくさん利用されています。また駅はカーブしており、見通しも悪く、転落しても退避できにくい構造になっています。これまでも転落事故が起きています。堺市は点字ブロックを設置するとともに、引き続きホームドア設置を JR 西日本旅客鉄道株式会社に強く要望していただいておりますが、会社は「乗降 10 万人以上の駅とホームからの転落事象や列車との接触事象が多い駅を優先して整備します」とし、百舌鳥駅には今のところ設置する予定はないとの回答です。

百舌鳥駅は会社がいう「転落・接触」の危険性が高い駅で、乗降客の生命にかかわる問題です。乗降の多い・少ないで判断してはなりません。安全・安心のためにもホームドア設置を強く求めるものです。

2. 百舌鳥駅は、百舌鳥古墳群の「玄関口」です。世界遺産関連で国内外から観光のための乗客が増加することが予想されます。現状の時間帯駅係員無配置ではせっかく来ていただいても十分な「おもてなし」ができません。堺市も JR 会社は無配置解消を申し入れてきましたが、「駅係員の不在時間を変更する計画はない」との回答です。観光客へのきめの細かい対応をす

るうえでも乗客の安全確保の点でも駅係員の常駐が強く求められています。

JR 阪和線百舌鳥駅の安全性・利便性を高めるために次の項目を JR 西日本旅客鉄道株式会社に強く働きかけるとともに堺市としても積極的な施策を講じていただくことを要望いたします。

<陳情事項>

1. ホームドア設置にあたっては百舌鳥駅のように転落・接触の危険性の高い駅に優先的に速やかに設置すること。
2. 百舌鳥駅での事故を未然に防ぎ、事故発生の際の素早い対応や、乗客へのきめの細かい対応を行うためにも駅係員配置を復活し、常駐すること。安全確保要員を配置すること。

受理年月日 令和 2 年 8 月 4 日

無電柱化について

陳 情 者 堺市堺区
環濠都市・堺 歴史文化クラブ
代表 志 賀 和 子

元の計画通り、鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化を早期に実現するように要望します

陳情の内容

先日、「堺市無電柱化推進計画（案）」に対するパブリックコメントがあり、意見を提出しました。

この中でも触れましたが、堺市指定有形文化財の井上家住宅（鉄砲鍛冶屋敷）は、令和5年に資料館として開館するために、現在保存修理中です。私たちは、従来からその完成に合わせて、周辺の無電柱化が計画されている旨の説明を堺市から受けて、当然ながら、新資料館開館時には無電柱化が実現すると思っていました。ところが、昨年春に突然、再度、優先順位を考え直すべきだという、上から(?)の指示で、計画が白紙に戻ったということを知り、大変驚きました。中止ではなく、優先順位を考え直すとのことですが、今後、実施するにしても、3年後の開館には間に合わなくなってしまうということでした。

「多大な整備費用」のかかる無電柱化なので、私は個人的には何が何でも推進すべきとは思いませんが、堺市は今「堺市無電柱化推進計画（案）」を公表して無電柱化を推進する考えです。ならば、やはり、一番効果の発揮できる場所と時にすべきで、それは鉄砲鍛冶屋敷の資料館としてのオープンの際に鉄砲鍛冶屋敷周辺に実施する以外にはありません。しかも、優先順位を考えると言っても、現時点でも、鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化は確約されている訳ではありません。

鉄砲鍛冶屋敷周辺は、戦災を免れた堺市旧市街の数少ない貴重な歴史的な地域であると共に、景観上、歴史的なまちなみの再生をはかる目的で策定された「まちなみ修景補助制度」の重点路線にも指定されている地域です。まさしく、無電柱化をするというならば、一番に推進すべき地域であると思います。

しかも、資料館開館に向けての整備工事という、並行して実施する工事が計画されていたのに、

ここで、実現できなければ、どこでできるのでしょうか？大いに疑問です。

付近には紀州街道もあり、同じように「まちなみ修景補助制度」の重点路線にも指定されていますが、そこを無電柱化するというのであれば、将来的にはいいと思いますが、優先順位から言えば、全国から注目されている鉄砲鍛冶屋敷の新ミュージアム開設に勝るものではありません。これから、無電柱化すると決めても、開館には間に合わないかもしれませんが、開館時には既にその計画が決まっているという説明を来訪者にできるだけでも、少しは堺市民として恥ずかしい思いをしなくて済むと思います。

ところで、先述した「まちなみ修景補助制度」の重点路線にも指定されている紀州街道（綾之町～北半町）ですが、現在、景観規制に向けた取り組みが進んでいるはずでした。一昨年、沿道に11階建てワンルームマンションが計画されたことから、住民の間で景観規制を求める動きが起こり、住民団体「堺環濠北部の町なみを考える会」も設立され、テレビや新聞等複数の報道もありました。市議会においても、堺市から景観規制を検討するという前向きな回答もあり、合わせて新聞報道もされました。昨年末には地権者へのアンケートも実施され、回答者の8割を超える方々から高さ制限を含む規制に対する賛成も寄せられました。今年7月に入って、延期されていた住民への説明会も開始されるという段取りでしたが、直前の7月22日に、新型コロナウイルス感染が理由で、堺市の判断で中止になりました。

このように、鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化の白紙化や、景観規制の説明会の中止等、この地域の歴史的なまちづくりに対しての重要な案件について、堺市の姿勢はどうなっているのでしょうか？明確な説明が求められます。

確かに説明会の問題は、新型コロナウイルス感染症という、私たちにはどうしようもない問題もありますから、適正な状況判断と明確な説明は必要ですが、なかなか一筋縄でいかないことも理解はできます。しかし、鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化の白紙化については、堺市から納得のいく説明は一切ありませんし、客観的状況からも、理解できません。「計画（案）」で無電柱化の3つの目的のうちの1つである「景観」から見て、資料館開館時における鉄砲鍛冶屋敷周辺よりも効果のある地域というのがあれば、具体的に示して欲しいと思います。

以上のように、たとえ、資料館開館時に間に合わなくても、できるだけ早く鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化を決定していただきたいと思います。景観からいって、この地域の無電柱化なくして、他の地域の無電柱化は考えられません。しかも、一度は計画されていたのですから、元の正しい計画に戻して、鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化を早期に決定されることを強く要望します。

受理年月日 令和2年8月6日

道路整備について

陳 情 者 堺市堺区
亀 田 美穂子
堺市堺区
林 洋 子

堺区昭和通 6 丁付近の歩道の補修のお願い

陳情の内容

東湊電停前交差点から昭和通 6 に至る道路には歩道がなく、白線で車道と区切られた危険な通行路となっています。特に昭和通 6 丁沿いは損傷が著しく、大きな穴が開いたり、継ぎ目に段差ができ凸凹だったりして、雨の日には大きな水たまりがあちこちにできます。歩きにくいだけでなく、車いすの利用者は段差や穴にタイヤがはまったり、デコボコで車いすから落ちそうになったり危険だ、という苦情も出ています。凸凹を避けて、自転車も車道を走らざるを得ません。早急な改善をお願いします。又、その先の西区浜寺石津町東 1 沿いは歩道がありますが、老朽化からガタガタで、ここも車いすがたいへん押しづらいです。合わせて調査・改善をお願いいたします。

受理年月日 令和 2 年 8 月 6 日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区
堺市の図書館を考える会
代表 吉 田 マリ子

堺市の図書館の充実を求めます

陳情の内容

私たち「堺市の図書館を考える会」は、1982年以來堺市の各図書館と連携して活動を行っているグループや市民が、堺市の図書館の充実を願い、活動してきました。それも行政の方々の深いご理解があつてのことと感謝しております。

今年は、新型コロナの影響で、図書館も3月2日に突然の閉館、貸出だけをお願いしたいと思ひながら、やっと開館したのは5月26日でした(貸出のみ1週間前から)。電話でのレファレンス等の対応、電子書籍は借りられるものの、とても不便で、いかに図書館が私たちにとって「知のよりどころ」と痛感しました。

また、3月～4月にかけての、「中央図書館の基本指針～図書館サービス機能の向上のために～(素案)」についてのパブリックコメントには、87名387件という今までにない多くの意見が届けられました。利用者市民の図書館に対しての関心の大きさが伺えます。

ずっと住み続けたいこの堺市に、堺市民にとっての「知の拠点」としてより一層の充実と発展を願い、今年度も以下のことを陳情し要望いたします。

<陳情事項>

1. 図書館資料費を増額してください。

中央図書館の資料の年間購入は5,000点で出版されている図書の7%に過ぎません。「もののはじまりみな堺」にふさわしく創造力みなぎる市にするためには、飛躍的に購入点数を増やす必要があります。新書や資料としても必要な雑誌も減らされたままで、各図書館に入ってくる本は少なく、新刊本は、全体で1～3冊ほどです。なかには、ほとんどネット予約で棚に本が

ない状態のものもあります。また、子どもの本は、よく読まれているものはかなり傷んでおり、手に取りたいと思わない本も少なからずあります。赤ちゃんから高齢者まで多様化する読書ニーズに応えられるよう、手に取りたいと思う魅力的な本の揃っている図書館になるよう、また各専門資料も充実させるためにも図書館資料費の増額をお願いします。

2. 継続的な司書採用をお願いします。

堺市の図書館の強みは専門職の司書集団です。正規司書集団の存在が堺市の図書館の質を支えています。毎年正規司書の採用等、ご努力いただき感謝しています。しかし、必ずしも退職職員の補充とまでいかず、正規司書職員は年々減少しています。そのため、カウンターに正規職員空白の時間帯が生じていることがあります。そのような時に国会のデジタルサービスの利用のことや他館の蔵書資料の有無や取り寄せ等について質問すると的確に対応していただけない時があります。カウンターには貸出返却だけでなく、図書館サービス全般を熟知している正規職員が必ず常置している職員配置を望みます。正規司書がカウンターに常駐し、専門職としてのスキルアップを図ることができるような体制の構築が重要です。経験がある専門職司書館長の配置、司書集団での図書館運営が私たち市民の自立と地域社会の発展につながります。

3. 新中央図書館の基本構想策定については、市民の意見を十分に反映させてください。

建物の老朽化やバリアフリーの観点からも、中央図書館の建て替えは急務です。政令指定都市にふさわしい新しい中央図書館が必要です。新中央図書館の基本構想策定にあたっては、図書館協議会の「中央図書館のあり方について」の答申を尊重し、市民が「堺市の知の拠点」と誇れる図書館を求めます。そのためにも広く市民への説明会も開催し、市民からの意見も十分に反映した基本構想にしてください。

4. 図書館は教育委員会の所管を維持して、今後も市内全館（中央図書館、区域図書館、分館）を直営で運営してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てる営為を含み、永続的に地域社会に資する活動です。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。法の理念を尊重し、図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割を十分に発揮できるように、教育委員会所管を維持して、市内全館を直営で運営してください。

5. 図書館協議会委員を増員し、図書館利用経験を重視して選んでください。

条例上では協議会委員の定数は10名となっています。図書館は市民が日常的に利用でき、市の公共施設の中でも最も多くの市民が利用している施設です。利用者の意見を運営に反映させるためにも公募委員をもう1名増やし、定数一杯の10名まで増員してください。また、委員の選定にあたっては、図書館利用経験を重視して選んでください。

受理年月日 令和2年8月4日

図書館行政について

陳情者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 巽 照子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

コロナ禍の中、子どもたちが元気に育っていくことを願わずにはおれません。そんな時、「この本を読んで感動した、元気になった。」「本を読んで自分以外のことを知り、世界を知った。」との子どもの笑顔にほっとします。

本は多くの人に豊かな内面と生きる力を与えます。特に子どもの成長・発達には大きな栄養となります。また、「読む力」は「学力」を底支えします。本を読むことで「読解力」が養われ、「考える力」「書く力」「人に伝える力」がついていきます。

小・中学校の学校図書館は、家庭の経済力や地域差等、子どもの置かれている環境とは関係なく、全ての子どもに公平に、本に触れあえる機会をもたらします。

学校図書館はすべての子どもの「学び」と「育ち」を支える「セーフティネット」と言えます。

学校図書館は、子どもの育ちを支える重要な拠点です。

学校図書館は、学校図書館法第2条では、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」とであると定義しています。

学校図書館は、読書も含めて学校の教育課程全体を支える設備なのです。

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していける専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。子どもたちが毎日通う学校の中にある図書館は、いつも開いていて、読みたい本、調べたい資料がすぐに手に取れる状態にあることが必要です。ネットワーク化をはかり、図書館機能のより一層の充実を願い

下記のことを要望します。

<陳情事項>

1. 堺市立小中学校の全校に専任で一校に一人の「学校司書」を配置してください。

現在配置されている学校司書を「専任・専門・正規」にするための対策を講じてください。

経済格差による貧困の問題は、子どもの育ちの困難さにつながっています。

また、情報化が進む中で適切な情報を生かす技術を手に入れるために学校図書館に期待されていることは大きいものがあります。

だからこそ、子どもたちの読みたい、知りたい気持ちに応えること、情報を読み解き判断し、活用する力を育てること、じっくり考え、ともに学び合うことを大事に、成長を支える学校図書館の充実が公教育として欠かせません。

そのためには、教職員と力をあわせ一人ひとりの子どもたちに必要な本や情報を確実に手渡せる学校司書の活動が必要です。「フルタイムで継続雇用の正規雇用」が不可欠です。

現状の有償ボランティアの対応ではなく、当面、交付税措置のある1.5校に1人の学校司書を小・中学校に配置してください。

2. いま、学校図書館は、これまでの読書中心の「図書室」から読書センター・学習センター・情報センターの三つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。市内小中学校、同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るようにしてください。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。

そのために、市内小中学校オンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、体制を整えてください。

受理年月日 令和2年8月4日

少人数学級について

陳 情 者 堺市東区
鈴 木 まさよ

コロナ禍の今こそ、20 人学級を一刻も早く実現してください

陳情の内容

新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちは大きな不安を抱えて学校生活を送っております。感染拡大は、収まるどころかますますその勢いを増し、とうとう堺市内でも学校において児童の感染者が出ました。このまま手をこまねいているのではなく、子どもたちの命をコロナ感染から守るために、安全な学校環境を早急に整備することを最優先にするべきではないでしょうか？

全国では、全国知事会や全国市長会、全国の教育研究者や全国小中学校校長会が文科省に対し少人数学級の実現を要望しました。また政府の「骨太の方針」でも「少人数指導によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」という文言が入れられ、すでに検討を始めていると聞いています。

少人数学級を実現することは、今や全国的な願いとなっております。

堺市では、これまで少人数学級の実現、普通教室にエアコンの設置や子ども医療費助成の高校卒業までの拡充など、全国に先駆けていち早く堺の子どもを守る優れた施策を実施してきました。

3月の全国一斉休校措置以来、子どもたちは学ぶ場を奪われ、三ヶ月近くも家庭で過ごさざるを得ませんでした。待ちに待った学校の再開でした。分散登校の間は、3密を避け社会的距離を保つことができた教室も、今では通常の40人に戻っています。

64m²の教室で、40人が2メートルの間隔をあけて過ごすのは物理的に不可能です。子どもたちが安心して学び、生活できる場をつくって下さい。

コロナ禍の今こそ、20 人学級を一刻も早く実現してください。

受理年月日 令和2年8月6日

学校給食について

陳 情 者 堺市北区

登校日に完全給食を求める会

福 蘭 奈菜絵 他 831 名

登校日における完全給食の実施についての要望

陳情の内容

「学校で給食を楽しく食べていないみたい」「家に帰って、また1食分のごはんを食べている」——学校の給食は、安心・安全でおいしく、楽しい時間となってほしい。登校日には、簡易給食ではなく完全給食の実施を求める声が保護者の中で広がっています。

堺市の小学校では6月15日（1年生は6月17日）より通常授業再開されましたが、6月15日から6月30日までに実施された給食は、品数が少なく、十分に栄養バランスの取れた給食ではありませんでした。

また、7月20日から8月8日、8月21日から8月26日の給食は、簡易給食（牛乳、パン、ジャムまたはゼリー）の実施となっています。

堺市在住の保護者有志で堺市教育委員会へ7月1日に、登校日には完全給食の実施をしてもらいたい旨、申入れを行いました。教育委員会からは、「十分な栄養が足りていないことは認識している」など、申入書に対する回答（令和2年7月14日堺市教育委員会事務局回答分）のとおり書面にて回答をいただいています。

成長期の子どもたちにとって、栄養バランスの取れた食事は大切です。特にこのコロナ禍において、免疫力を低下させないようにするためにも、体力をつける食事はとても重要だと考えます。また、簡易給食では栄養が偏り、健康を損なう恐れもあります。そもそも学校給食法では、目標として、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進をはかることや、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと等が掲げられています。

「牛乳とパン、ジャム、またはゼリー」——このような給食で、だれがこれらの目標が達成できると思うのでしょうか。子どもの健全な成長を何よりも願っていることは教育委員会、保護者、学

校、社会全体、誰もが同じ思いです。ぜひ、私たちの願いを実現していただきますよう、お願いします。

<陳情事項>

1. 登校日には、主菜・副菜、主食のある成長期に必要な栄養のバランスのとれた完全給食を実施されることを強く求めます。

(1) 夏季休業短縮期間中においても、大阪市やほとんどの自治体では調理された通常どおりの給食が実施されています。

堺市でも通年通して給食調理が可能となるよう、調理施設等の整備を行って下さい。

(2) 堺市の小学校の給食調理室周辺のクーラー設置状況を教えてください。また、市内すべての小学校の給食調理室にクーラー設置等整備の予定があるのか教えてください。

(3) 給食の量や品数の変更により、変化に敏感な児童は精神的に不安定になったり、お腹がすくとイライラして放課後楽しく遊べなかったりと、栄養面への心配だけではなく、精神面に及ぼす影響は大きいです。献立の変更は様々な児童の立場にたって十分配慮してください。

2. パン食を増やす場合には、発ガン性物質を含む農薬を使っていない安心・安全なパンにしてください。アレルギーのある子も同じものが食べられるように簡易給食においても米食を増やしてください。

3. 7月20日からの簡易給食期間について、のびのびルーム等の放課後等児童支援事業利用の児童について、補食持参可能であると保護者向けに教育委員会放課後支援課より通知されています。

(1) 教育委員会は補食の内容について、「スーパーやコンビニ等において、常温で販売されている食品や菓子等類」（申入書に対する回答（令和2年7月14日堺市教育委員会事務局回答分）記載）と想定されております。簡易給食で不足しているタンパク質やビタミン等を菓子で補えると考えておられるのでしょうか。

(2) 簡易給食となったために補食を持参しないといけなくなったにも関わらず、放課後支援事業利用までの間、児童による自己管理と設定されています。学校の教室は、換気のために窓が開けられており、エアコンを使用していても気温が高く、安全な状態で補食を管理することは困難だと考えられます。補食が腐敗するなどの懸念もあります。

簡易給食の栄養不足を補うため、手作りのおかずを持たせようにも、常温保管では衛生面が心配です。

朝登校してから補食をとることのできる時間まで、児童の自己責任において保管しなくてもいいようにのびのびルーム等での冷蔵保管をするようにしてください。

(3) 特別支援学級や支援学校へ通う障がいをもつ児童は、放課後等支援事業（のびのびルーム

等)ではなく、放課後等デイサービスを利用していることが少なくありません。放課後等デイサービスで補食を喫食できないとされている場合、夜まで簡易給食のみで我慢しなければなりません。このような子どもたちへの配慮をしてください。

受理年月日 令和2年8月6日

公立幼稚園について

陳 情 者 堺市北区

公立幼稚園の存続と充実を考える市民の会

呼びかけ人幹事 乾 房 代

竹 本 優 子

階 元 知 子

堺市のすべての公立幼稚園で3年保育と預かり保育を実施することを求める陳情書

陳情の内容

『堺市幼児教育基本方針改訂版』では、三国丘、白鷺、津久野、みはら大地の4園において『研究実践園』として、2021年度から3年保育と預かり保育（みはら大地は預かり保育のみ）を実施するとしています。なぜ、この4園だけなのでしょう？市は「過去5年間の平均園児数が多い園を選定した」としています。しかし、2016年から2020年の各園の在籍園児の減少状況を見ると、八田荘幼稚園が（54人が40人に→減少率26%）と、減少率が一番低いにも関わらず廃止対象にされています。また、廃止予定の八田荘幼稚園と、残す予定の津久野幼稚園の5年間の平均園児数を比べてみると、両者の間にはあまり差はありません。付け加えれば、登美丘東幼稚園も過去5年間の平均園児数は、さほど差があるものではありません。

さらに、市は「現存する園の中から市域において4園を偏りなく配置する」としていますが、中区の八田荘・東陶器、北区の北八下を廃止すると、中区・北区の公立幼稚園はゼロになってしまいます。これのどこが、偏りなく配置すると言えるのでしょうか。すなわち、4園を残して他の幼稚園を廃止するとしている「市の理由」は、矛盾が多く、到底納得できるものではありません。

そもそも、堺市の幼児教育は133年の歴史を営々と積み重ねてきました。特に、公立幼稚園の特徴と強みは、地域の人々に愛され支えられてきた点です。地域の高齢者をはじめ、住民の支援と協力のもと、昔遊びの伝承や手作り工芸の継承、さらに農作業の体験など、自然とふれあいながら情操を育てる教育が実践され、豊かに育まれてきました。これは堺市の幼児教育の貴重な財産です。これを守り発展させ、次世代に引き継いでいくことこそが、市民に対する市の責任ではないでしょ

うか。

ところが、堺市は幼児教育の実績を喧伝し充実するための施策を何一つ行ってこなかったばかりか、施設の老朽化も放置してきました。つまり、利用園児数の減少は一重に市の怠慢によるものであり、この責任を脇に置いて、公立幼稚園を削減することは、到底許せるものではありません。

よって、すべての公立幼稚園で3年保育と預かり保育を実施するよう強く求めます。

受理年月日 令和2年8月6日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会
会長 東 剛

陳情の内容

新型コロナウイルス感染症の第2波が心配される中、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。国からの緊急事態宣言を受け、学校が休校となる中でも、学童保育所は原則開室されました。医療従事家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない場所であり、その社会的必要性が再認識されました。と同時に現在の学童保育所が抱えるさまざまな問題が浮き彫りになりました。

今こそ、未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達のために、制度の改善を行ってください。私たち保護者会は、子どもたちに安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルによる事業者選定について

子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは『より良い企画提案による運営事業者の選定』でなく、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。

今回のコロナ禍は年度の変わる時期と重なったこともあり、教育現場も保育の現場も大変な混乱がありました。ただでさえも不安な日々を過ごしていた子どもたちにとっては、「いつもの先生」「いつもの学童保育」が与える安心感は大きいものでした。

3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進して

ください。

2. 指導員の配置について

2年前から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。

現在、感染症予防の3密対策のために、平常時に比べてより多くの指導員の人数が必要となっています。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。

また、新金岡小学校の校庭は面積が広いいため、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

新型コロナウイルスが広まる中でも、のびのびルームでは児童の受け入れを継続しており、お互いに感染のリスクを抱えながらの保育を行っています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めていきます』とあります。国のコロナウイルス感染症の補正予算が組まれている中で、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上した上で、その処遇改善が実現できるよう、指導員確保のための改善策を早急に実施してください。

また、感染予防の観点からアルコール・マスクなどの衛生用品を児童数に応じて十分に支給して頂けるよう要望いたします。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、2年前からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり大規模マンションの建設と府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。

また、近年の異常気象（暑さ）に対してルームの外壁部にミストの設置と、砂や砂利など教室内の清掃を掃除機で行うも、すぐに掃除機が壊れてしまう為に業務用掃除機の設置など、十分な対策と設備を整えてください。前回陳情にて「掃除機は受託事業者が用意をすることとなっている」と回答がありました。事業者が要望に対して対応できるように、委託費を増額するなどの、予算の計上をお願いします。

5. AEDの設置について

現在、ルームにはAEDが設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。設置場所の変更にはなっていますが学校内の設置のままです。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ル

ームに AED を設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000 円 + おやつ代 2,000 円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。また、コロナウィルスの影響で世帯収入が減収した家庭には、特別な負担経過措置を検討してください。

受理年月日 令和 2 年 8 月 6 日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスが広まる中、こどもたちの居場所の確保のためののびのびルームでは、いわゆる3密の状態にならないように工夫しながら、こどもたちの健康と命を守るたたかいが続けられています。

国からの緊急事態宣言を受けて学校が休校となる中でも、保育所と同様、のびのびルームは原則開室が求められました。のびのびルームは就労家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない居場所であり、その社会的必要性が再認識されました。

今こそ、のびのびルームの役割を再確認して事業内容の見直し、改善、充実をすすめてください。

実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

これまで、陳情内容に対して具体的ではない、また、回答がない箇所がありました。真摯に陳情内容への回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 新型コロナウイルス感染症予防について

- (1) のびのびルームに衛生用品を配布してください。

感染予防のためのマスク、消毒液、ハンドソープ、ペーパータオルなどを児童数に応じて配布してください。各事業所で購入を必要とする場合も、その費用については事業所の負担にならないように、堺市が負担してください。

- (2) のびのびルームへの情報提供を迅速に行ってください。

2020年2月～6月の休校措置や児童の受け入れについて、堺市からの発表を事業所が受

けて、現場におろすという流れでは迅速な対応ができません。のびのびルームにICT化をすすめてください。そのための予算を確保してください。

(3) 施設基準を見直してください。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大の予防で3密を避けるためにも、子ども一人1.65m²で1教室に40人の基準ではなく、半分の定員設定になるよう施設基準を見直してください。学校との連携のもと、専用施設の確保を早急にすすめて、非常時でも安全に対応できるような運営をしてください。

(4) 短縮授業時の簡易給食を完全給食にしてください。

今回実施された簡易給食（パン・牛乳・ゼリーまたはジャム）では栄養面で不安があり、また、補食についても時間をずらして食べないといけななど、不規則な食事時間が子どもたちにとって負担となっています。簡易給食ではなく完全給食が実施できるよう、給食設備の改善をしてください。

2. 保育環境を整備してください。

保育環境の整備について、前回の陳情では「劣化の程度により案件ごとに対応しています」と回答をいただきました。23年間、同じカーペットが敷かれている教室で子どもたちが活動しているルームがあります。施設、設備の更新の計画を示してください。

3. 指導員の処遇改善について

前回の陳情で「指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます」と回答をいただきました。今回の新型コロナウイルスの感染拡大の予防のために現場の指導員は最善の努力を行ってくれています。指導員の献身的な頑張りに見合うように、処遇改善を急いでください。指導員がやりがいと誇りをもって仕事を続けられるよう、研修制度の充実、継続的で安定的な雇用形態の見直しなど、指導員確保のための予算を増額してください。

4. 保育の質について

子どもたちの放課後は子どもが主体者です。「子どもの権利条約」の意見表明権の保障など、子どもたち自らが構築できるようにしてください。

コロナ禍においては遊びの内容も制限され、子どもたちは毎日我慢の日々を過ごしています。長期化するかもしれない感染症対策の中で、子どもたちが少しでも健やかにゆったりと過ごせるよう、教材費等の委託費の増額、施設、設備の確保、拡充をお願いします。

5. 運営事業者の選定について

(1) 3年ごとの運営事業者選定を見直してください。

今回のコロナ禍において、学校の休校やのびのびルームの自粛要請により、子どもたちを取り巻く環境は一転しました。各家庭においても不安な要素を抱える中で、人との関わりやつながりが、子どもたちに大きく影響を与えました。

2020年4月に運営事業者が変更となったルームでは、指導員が全員入れ替わったルームもあります。ただでさえも大きく環境が変わる4月という年度始めに、運営事業者が変わることによって、子どもたちや保護者に与えた不安や混乱は大きいものでした。

長年の信頼関係やつながりをリセットするような、3年ごとの事業者選定を見直してください。

(2) プレゼンテーションを公開してください。

堺市は「率直な意見交換、意思決定の中立性の確保」からプレゼンテーションは非公開となっていますが、他市では公開されているところもあります。選定委員に利用児童の保護者を選出し、プレゼンテーションを公開してください。

(3) 参加資格審査を厳正に行ってください。

仕様書の受注者の責務として「労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めるものとする」とあります。今回の選定において参加資格の確認を厳正に行って、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守していない事業者は選定から排除してください。

(4) 保護者への説明責任を果たしてください。

事業者が変更となったルームの保護者への説明方法として、「各区役所を会場とした説明会を3～4回ずつ実施した」との回答をいただきましたが、区役所でまとめるのではなく、より多くの保護者が参加しやすいように、各ルームでの説明会を開催してください。

(5) 運営事業者の自己評価

運営事業者の自己評価を公開してください。

6. 決算報告について

各事業者の業務の履行確認については、発注者として堺市が責任をもって行ってください。

7. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

「のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム」の3事業の再構築について具体的な計画を示してください。

受理年月日 令和2年8月6日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルーム・放課後ルームにおける諸問題について

陳情の内容

新型コロナウイルスの感染拡大、市内小中学校の一斉休校、緊急事態宣言の発令など昨年度末から異常な事態が続く中、ようやく学校が再開され、のびのびルームや放課後ルームも通常の受入れが再開されました。

こういった社会状況の中で、働く保護者を支えるのびのびルーム・放課後ルームといった放課後対策事業が、学校と並ぶ非常に重要な社会基盤であることが改めて示されたのではないかと思います。

図らずもその重要性が示された放課後事業をこの機会に見直し、改善していかなければなりません。

私たちは従来から、詰め込みの解消、指導員の確保・処遇改善、放課後事業ののびのびルームへの統合を要望してきましたが、これらは今回の新型コロナウイルス対策そのものです。何卒、以下の陳情項目に耳を傾けていただき、真摯にご対応いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

- (1) 令和2年6月16日審査の陳情（以下、「前回陳情」という）に対する当局からの回答では、消毒用アルコールについて国からの優先購入枠を利用して購入し各ルームへ配布したとのことですが、現状その量では不十分であり、ルームも市中から手配しようとしています。依然品薄状態であり、またルームの指導員が購入すると一般消費者と同じ扱いとなり購入量に制限があるなど、その調達に大変な労力がかかっています。こういった状況に鑑み、

継続的に十分な量を堺市が用意してください。

- (2) のびのびルーム・放課後ルームにおいては、学校よりも自由な活動が増えるため、子ども同士の距離が必然的に近くなるなど、学校での活動よりも感染リスクが高まるため、学校に準じた感染対策では不十分と考えます。児童一人当たり 1.65m²、1 教室あたり 40 人の基準を緩和し、なおかつその単位毎に運営を行い、可能な限り感染リスクを低減させてください。
- (3) のびのびルーム・放課後ルームでは子ども達は感染対策としてマスクを着けて活動しているため、室内においても熱中症の危険が高まっています。しかし、ルーム内、特に放課後ルームの活動場所である図書室においてはエアコンの効きが十分ではなく、顔を赤くしながら活動している子ども達がたくさん見受けられます。子ども達を熱中症の危険から守るため、扇風機を置くなど至急対策をとるよう求めてください。
- (4) 事業者交代に伴う百舌鳥小学校の放課後ルームの引継ぎは「どこで」、「それぞれどの程度の時間をかけて」、「何度」行われたのか確認してください。

2. コロナ対応の短縮授業期間中の完全給食の実施について

7月20日以降、短縮授業となり、その間給食が簡易給食となっています。その内容はパンと牛乳とゼリーという非常に簡素なもので、育ち盛りの子ども達にとって質（栄養）・量ともに十分ではありません。その対応としてのびのびルーム・放課後ルームには補食を持参してもよいとのことですが、管理方法や食べるタイミング、感染対策などルームにとっては負担が少なく、また子ども達にとっても本来一度にとっているはずの食事を分けて食べることになり何一つ良いことはありません。夏休み明け以降、冬休み前後や春休み前後などの短縮授業期間中も含めて、完全給食を実施するよう求めてください。

3. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

- (1) 百舌鳥小学校のびのびルームは、平成 28 年度の一連のテレビ報道によって市長が過密を初めて知ったとして対策を指示して以降も、過密状態は抜本的には解決されていません。また、当時から一貫して新校舎建築まで待つようにとされ、テレビ放送でも当時の教育次長が同様の発言をされました。これを受けて、平成 30 年 6 月 19 日審査の陳情第 42 号中、第 4 項(1)に対する当局回答「校舎改築に伴い、のびのびルームとして利用するための共用教室の確保に努めてまいります。」とあるのをはじめとして、議会陳情に対する当局回答でも度々「のびのびルームとして利用するための共用教室の確保」が示され、また、当局と保護者との懇談の場でも、「のびのびルームが専用的に使用できる共用教室の確保」が教育委員会から示され、保護者もそれならばとこれまで耐えて過ごしてきました。令和 2 年 7 月 27 日から百舌鳥小学校では新校舎の使用が始まりました。現在の共用教室の状況が、平成 28 年以降市長以下堺市が保護者に示してきたような専用的に使用できる状態になっているのか、

「のびのびルームとして利用するための共用教室」になっているのか確認してください。

- (2) 百舌鳥小学校の新校舎が使用開始されたことから、少なくとも令和3年度から放課後事業をのびのびルームへ統合するよう要望してください。

4. 今年度ののびのびルーム・放課後ルームについて

- (1) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの令和2年度の各月の利用登録者数を確認してください。
- (2) 今年度ののびのびルームは生活科ルーム、3年少人数教室、5年少人数教室を共用教室として使用していますが、新校舎使用開始後、校舎内が外靴禁止となり昇降口を通過してしか校舎内に入り出来なくなったことにより、①専用教室から共用教室への移動距離が非常に遠くなった、②授業中のクラスの前を横切ってしか共用教室に行けなくなった、など共用教室の利用がより一層不便になってしまいました。新校舎使用開始後の共用教室は専用教室と連携できる場所とするよう、また共用教室の確保に当たっては事業者との調整を行うよう、議会陳情及び当局との懇談等で散々求め、当局も平成30年9月12日審査の陳情第4項(3)に対する回答「活動場所の確保については、学校及び運営事業者と連携を図ってまいります。」を始めとして、前向きな回答をされてきたにも関わらず、ルーム・事業者には相談もなく、共用教室の利用が一層不便になるのには一体いかなる理由があるのか確認してください。

5. 指導員不足について

- (1) 令和2年度の月毎の百舌鳥小学校ののびのびルームにおける基本配置数と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の配置数を確認してください。
- (2) 令和2年1月以降直近までの百舌鳥小学校ののびのびルームにおける月別の開設日、そのうち基本配置が不足していた日数（月別）とその日付及び不足していた基本配置指導員数、また加配指導員が不足していた日数（例：8月基本指導員不足日数2日、8月4日は2名不足、8月19日は1名不足。加配指導員不足日数19日、うち1名不足は10日間、2名不足は5日間、3名不足は4日間）及び年間開設日数・基本配置不足日数・加配指導員不足日数の月ごとの合計日数、令和1年度・2年度の年間合計日数を確認してください。
- (3) コロナウイルス対策で指導員の負担は例年に比して飛躍的に増加しています。また、加配指導員数が増えてきていることからわかるように、配慮を要する児童の数も増えているものと思われます。これまで指導員が必要数に満たない日が開設日の半分を超えるなど異常な状態でしたが、今年はこのような状態ではとても子どもの安全を守れません。必要な指導員数の確保を強く求めてください。
- (4) 自らも新型コロナウイルス感染のリスクを負いながら、社会の基盤を守るため、子ども達の命を守るため、日々神経をすり減らしながらルームを運営してくださっているのびのび

ーム・放課後ルームの指導員に対して危険手当などその仕事内容に見合うだけの処遇を行うよう求めてください。

6. 一連の陳情内容について、教育委員会に保護者との懇談の場を設けるよう要望します。

受理年月日 令和2年8月6日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市東区
堺市立八下西小学校のびのびルーム保護者会
会長 津 森 和 美

コロナ禍における公立小学校児童および放課後児童健全育成事業に
関わる堺市の対応についての陳情

陳情の内容

平素より「子育てのまち堺」を掲げ、堺市の小中学校教育ならびに放課後児童健全育成事業にご尽力賜り有難うございます。

本年2月頃より本格的に蔓延し始め、今もなお世界中を脅威に陥れている新型コロナウイルスの影響により、3月を待たずして公立校が休校となり、また4月には緊急事態宣言が発せられました。社会全体の活動が厳しく規制される中、在宅に依る勤務等が困難な職業従事者の家庭などを憂慮し、感染防止のための自粛を唱えながらも、小学校での児童預かりや保育園・学童保育での受入れが必要であるとの判断のもとに、本校のびのびルームも開室することになりました。また、学校活動が再開された後には、休校期間中の遅れを取り戻すため夏休み期間が短縮され、7～8月中もその殆どの期間が登校日となりました。全国的に混乱の中に在ったとはいえ、このような非常事態に直面した際の堺市の対応と判断について、保護者として疑問が生じた点について以下の通り進言させて頂いたうえで、現状の改善に努めて頂きたく、ここに要望いたします。

<陳情事項>

1. 現場の環境について

できる限りの自粛が呼びかけられてはいたものの、ウイルス感染拡大の危険を感じながら児童の受入れをしている現場に於いて、消毒液や石鹸、マスクなどの保護具、検温のための体温計など堺市から事業所を通じて緊急に配備されるべき必要な備品類が充足されないままの開室に保護者としても大きな不安を感じざるを得ず、また、現場においても危険を感じながらも困

難な状況への対応が強いられました。

- (1) 消毒液や石鹸、マスクなどの保護具、検温のための体温計他、ウイルス感染防止に必要な不可欠な備品等について
- (2) 3密を避けるための十分な教室など場所や設備の確保について
- (3) 保育場所の分散に伴い必要な人員の確保について

命に関する事項のため、特別予算の枠取りをするなどして1日も早く現場の環境を充足させて頂きたく、ここに要望いたします。

2. 指導員不足の解消と育成について

日頃より不足しがちな指導員が、3密を避けるため教室を分散し、食事やおやつの時間を分けるなどの対応に、さらに多くの人手が必要になっているのではないかと危惧しております。

労働条件を上げることによる指導員の確保と、非常時などにも適切に対応できる知識と経験を持った指導員育成のための制度を充足させて頂きたく、ここに改めて要望いたします。

3. 緊急時の連絡手段と情報共有について

堺市全体での統一された連絡手段が確立されておらず、保護者が受け取るべき必要な情報がタイミングよく発信されず、幾度となく混乱を極めました。

学校教育および放課後児童支援が堺市の事業である以上、緊急時における大切な連絡ないし情報提供については、事業所任せにせずに、確実に、かつ、全ての保護者に同様に伝わる方法に依り、迅速かつ適切な情報共有をして頂きたく、ここに要望いたします。

4. 簡易給食と補食について

本来であれば夏休み期間であるところの7月20日～8月7日、8月19日～8月26日が短縮授業期間となり、簡易給食が提供されることになりました。毎日個包装のパンと牛乳を与え、のびのびルームにおいて希望者のみ補食を摂ることが許可されました。夏場の給食調理による食中毒の発生を回避するため、との説明がありました。

- (1) 給食調理の衛生面を問うのであれば、6月頃から既に気温・湿度ともに上昇し、十分に食中毒発生の危険性があると考えられます。
- (2) 成長期の子どもにとって、1週間に5日、毎日炭水化物ばかりを配食することは、栄養のバランスを崩す原因となります。また、同じものを食べ続けることにより、体力を消耗する時節にあつて食欲不振を招いてしまうことも懸念されます。
- (3) 正午ごろに一度「簡易給食」を食し、片付け・清掃・下校（または移動）の後、1時間ほどの間隔を開けてまた補食ないし自宅で昼食を摂る、というタイムスケジュールは、成長過程にある児童にとって望ましいものではありません。

夏場でも衛生的に完全給食の提供ができるよう、来年度に向けて給食場設備の改善をして頂きたく要望いたします。

また、成長期のこどもにとって必要な栄養を補うための補食は全児童を対象とし、給食時間に揃って食べさせて頂きたく、強く要望いたします。

5. 3年毎の事業者選定について

今年度はちょうど入れ替わりの年度になってしまい、コロナ禍での事業所や指導員の変更に大きな不安を覚えた児童や家庭も少なくないと思われます。当ルームは今回は継続となりましたが、3年前の変更とこのコロナ禍がもしも重なっていたらと考えると想像を絶するものがあり、ただただ恐ろしいばかりです。また、通常時でも難しい「引継ぎ」が、このコロナ禍において充分に行われたとは到底思えません。

以前から折に触れ申し上げておりますが、3年毎の選定というこの非常に不安定なシステムの改善をして頂きたく、改めてここに要望いたします。

6. 今後について

最後に、コロナウイルスの脅威はいつ終息を迎えるのか、果たしてそのような日が訪れるのか、何もわからない現状に於いて、これからやってくる季節、例えば冬にはまた別のウイルスも蔓延し始めます。そして来年度、それ以降について、或いは、昨年、一昨年のように、自然災害により大きな被害が出た場合など、決して遠くはない将来を見据えてしっかりとした対策と制度の確立を、国や大阪府の政策を待つだけではなく、堺市として迅速に行って頂きたく、心から要望申し上げます。

受理年月日 令和2年8月6日

令和2年 第4回市議会(定例会)陳情書綴

令和2年8月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-20-0100



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。